

テストマーケティング推進事業助成金の運用について

1. 趣旨

県産品のブラッシュアップ等のためテストマーケティングに参加する意欲のある事業者への支援を行う。

2. 助成対象者

- ① テストマーケティングに参加する県内事業者（テストマーケティング実施商品の製造者又は販売者に限る）。
- ② 東京、大阪ともに、同一年度内に、テストマーケティング推進事業助成金の交付を受けていない事業者。

3. 助成対象経費

- ① 鉄道、航空機、高速バス、新幹線等の公共交通機関、及び自動車利用に係る料金。
(ア) 公共交通機関の利用については、航空機利用の場合は高知空港の発着、その他の交通機関の場合は高知駅発着と、その実施場所の主要な空港(羽田空港、伊丹空港等)または主要な駅(新幹線、特急)までの新幹線における移動経費を対象とする。
(イ) 自動車利用については、「テストマーケティング推進事業助成金交付要領」の別表 1-2、1-3 のとおり定額とする。なお、駐車料金は対象外とする。

② 宿泊料

- (ア) 1泊 10,000 円／人を上限とする(食事は含まないこととする)。
(イ) テストマーケティング実施日の前日から当日の宿泊料を助成対象とする。
(ウ) 最も合理的かつ経済的な旅程を選択すること。

(例) テストマーケティング実施後に取引先と商談を行うため、宿泊を1日延長した場合。

金	土 (テスト実施日)	日 (テスト実施日)	月	火 (商談日)
前泊	宿泊	宿泊	商談のため宿泊	商談後、帰高
助成対象経費			助成対象外経費	

上記の場合、テストマーケティングにかかる旅費である3泊4日分(金・土・日)が助成対象となる。

③ 旅行期間について

- (ア) 東京、大阪で連続して行う場合、旅行期間は 10 日間以内とする

(例) 東京と大阪で連続してテストマーケティングを行う場合(旅行期間は最大10日間以内)

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
移動	消費者	消費者	移動	移動	移動	移動	移動	消費者	消費者
談準	アンケート	アンケート	商談	商談	商談	商談	商談	アンケート	アンケート
準備									
前泊	宿泊	宿泊	移動・商談のため宿泊				前泊	宿泊	移動
助成対象経費			助成対象外経費				助成対象経費		

4. 助成率

助成対象経費の2分の1

5. 助成対象人数及び上限金額

① 人数

1回のテストマーケティングにつき1事業者当たり2名までとする。

② 助成額上限（支払い額）

1回のテストマーケティングにおける、助成限度額は3万円/1人とする。

東京、大阪で連続して実施する場合、助成限度額は5万円/1人とする。

6. 助成金交付の流れ

助成を希望する事業者は、テストマーケティング推進事業助成金交付申請書（様式第1）を公社宛に提出し、公社が必要かつ適当と認めた場合に、助成対象経費の2分の1の助成を受けることができる。

【助成金交付に係る事務処理の流れ：①～⑦】

事務処理者	事務内容
助成対象者	①テストマーケティング推進事業助成金交付申請書提出（様式第1）
公社	②審査
	③テストマーケティング推進事業助成金交付決定通知書発行
助成対象者	④テストマーケティングの実施
	⑤テストマーケティング終了後実績報告書提出（様式第3） ※30日以内に提出のこと。
公社	⑥検査
	⑦テストマーケティング推進事業助成確定通知発行
	⑧振込

7. 実績報告書の提出について

①実績報告書は、30日以内の報告をすること

②公共交通機関を利用の場合は、領収書、旅行の工程表を貼付すること

③自動車利用の場合、宿泊の領収書を貼付すること

8. その他

①旅行のキャンセルやスケジュールの変更により発生したキャンセル料および手数料は、助成対象外とする。

②助成対象経費の2分の1の額に1円未満の端数を生じたときは、1円未満の端数を切り捨てる。

③クーポン券などの金額の優待を受けた場合、優待後の合計金額が、事業に要した全経費とする。

（附則）

平成29年4月1日より施行する

平成29年7月27日より施行する

平成30年4月1日から施行する

令和4年4月1日から施行する

令和5年4月1日より施行する

令和6年4月1日より施行する